

**令和2年度（2020年度）第2回  
熊本県男女共同参画審議会議事録  
（概要版）**

**令和2年（2020年）10月26日（月）**

**男女参画・協働推進課**

# 令和2年度（2020年度）

## 第2回男女共同参画審議会議事録

令和2年（2020年）10月26日（月）14：00～16：00

くまもとテルサ3階「たい樹」

### 1 開会

### 2 挨拶 環境生活部県民生活局 無田局長

### 3 議事

#### (1) 男女共同参画に関する施策の評価について

事務局から資料1に沿って、男女共同参画に関する施策の評価について説明

#### 野田会長

それでは、ただいまの説明について、何かご意見・ご質問があればお願いします。

#### 野田会長

県民の男女共同参画に対する意識について、固定的性別役割分担意識に「同感しない」という県民の割合は増えていてとてもいい傾向にあるが、「男女共同参画社会」という用語の認知度は下がってきている。その理由として、今はジェンダーとかダイバーシティとかの言葉の方がなじみがあるということか。

#### 事務局

男女共同参画という言葉よりもジェンダーとかダイバーシティとかの言葉で説明されることが多くなってきており、結果に男女共同参画を使うことが少なくなってきていることが一因ではないか。

#### 野田会長

私は前から、ジェンダーイコールプロモーションソサイエティにしたらどうかと思っていたが、皆さんどうか。男女共同参画社会という言葉はちょっと固い感じがする。ここにおられる皆さんはこの言葉に慣れておられると思うが、一般的にはまだまだではないか。田中委員はどうか。

#### 田中委員

弁護士としては、男女共同参画という言葉は両性平等委員会の委員の弁護士であれば浸透しているが、上の世代の男性会員の認知度はそんなに高くない。一般の県民の方もまだまだかなという感じ。

#### 野田会長

男女共同社会ということだが、私は、平等社会ではないかと思った。共同参画って言うことが大事ということだろうが、基本的には男女平等である。男女平等社会の実現と、簡単にしたらどうだろうと前から思っていた。

#### 高野委員

私どもの団体は、熊本県男女共同参画活動交流協議会という名前の団体であるが、構成団体は女性団体が多く、この名前では男性が入りにくいのではないかとということで何かいい名前がないか考えたが、思いつかなかった。

#### 桑原委員

男女共同参画社会基本法ができた時に、女性も参画できる社会を築いていこうというのが目的であった。その前に男女雇用機会均等法ができ、女性にもチャンスをも平等に与えてほしいというものであったが、30年以上経っても進まないで、結果の平等を求めるために女性活躍推進法という法律ができた。この法律は企業の方に自社の状況を分析いただき、課題を把握して、計画的に女性が活躍できる社会を築こうというもの。男女共同参画という言葉も同様に結果の平等ではなく、参画を進めていこうという意味で、この言葉が用いられてるのではないかと考える。

#### 野田会長

確かに、具体的には色々な表現があるけれども、国が実際これでやってきているので変えるのは難しいかなと思うが、どうもこの言葉がひっかかる。

#### 伊藤委員

熊本県の副知事は2人おられるが、一人は女性にと期待していたが、残念ながら男性となった。49ページの県の知事部局における役付職員に占める女性の割合だが、昨年よりは上昇しているいいことだが、市町村に比べても低い。県内事業所と比べても低いということで、熊本県には他の市町村よりももっと頑張ってもらいたい。

#### 事務局

県の役付職員の数値が市町村、民間と比べて伸びていないのではないかとのご指摘であるが、13ページの上の方に課長級以上を参考ということで掲載している。一気に人材育成や人事が進むということは難しいところがあり、少しずつ上昇している状況であるので、ご理解いただきたい。

#### 事務局

捕捉であるが、計画時の数値を見ると、県の計画時は18.9%で目標が24.6%、市町村の計画時は24.8%で令和2年度の目標は30%となっており、県内事業所の計画

時は 22.1%で目標値は 30%となっている。計画時点において、それぞれ全ての職員に占める女性の割合や役付職員に占める女性の割合が異なる状況の中で、県は令和元年度で 23.4%、市町村は 27%、県内事業所は 26.6%まできている。出発時点の状況が違うので単純に横並びで比べると厳しいかと考える。計画時と比べて伸びてきており、頑張っているところは評価していただけるかと考える。

## (2) 第5次男女共同参画計画(案)について〔諮問事項〕

事務局から資料2、3に沿って、第5次男女共同参画計画の策定について説明

### 齋藤委員

少子化、高齢化の中で女性の活用と高齢者の活用の話があったが、人生100年といわれる時代で高齢者を活用していく視点があっていいのではないか。放課後育成クラブより地域の高齢者にベビーシッター的役割を果たしてもらうような社会の仕組みを作っていただくといいのではないか。

### 事務局

子育てや介護は夫婦だけで担うものではなく、地域社会や同居の高齢者等の手助けによりみんなで担うという考え方のベースがあり、健康福祉部の「地域の縁側計画」という地域福祉のプランにおいて地域全体で担おうとする取り組みがあるが、男女共同参画計画では男女が共に活躍できる社会を作っていこうということでそちらに重点を置いた計画となっている。そのため、社会支援等については男女計画の中では幅広になってしまうため、割愛させていただいた。

### 齋藤委員

地域の高齢者の活用は健康福祉部の方でやられているとのことであるが、そうなるバラバラになってしまうのではないか。男女共同を進めていくためには、社会全体の仕組みを変えていかなければならないという、俯瞰的な見方が必要ということで意見させていただいた。

### 伊藤委員

第5次計画の中で男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進があるが、教育がここで大きく入れられているのは評価できる。私は今尚綱大学の非常勤講師として教えており、尚綱大学では男女共同参画と人権の講座が必修科目となっている。一方で熊本大学では選択科目のようである。男性にも教育を充実させる必要があり、共学の大学には男女共同参画、人権を必修科目にしてもらえたらと思う。県立大学はどのようになっているのか。

#### 事務局

県立大学の講義内容がどのようになっているかは把握していない。ただ、当課で出前講座を実施しており、県立大学からもほぼ毎年要請があり、当課の職員が出向き、男女共同参画社会についての講義を1コマ持たせていただいている。

#### 伊藤委員

1日限りの研修会等を実施されているかと思うが、半年の単位がとれるぐらいの講座が県立大学だけでなく、他の大学でもできればと思っており、働きかけていただけないかと考えている。ところで、熊本大学ではどうか。

#### 森委員

学部毎で違うが、法学部では、以前この審議会会長をされていた熊本学園大学の大江先生に何年か講義いただいた。現在は諸事情で開講されていないが、重要性は認識しており、非常勤で何年か来ていただいた実績はあるということをごここでは申し上げておきたい。

資料4-1の重点目標3「安全・安心な暮らしの実現」において「災害対応マニュアルが十分活用されなかったという課題がありました。」との記載があるので、第5次計画の中の27ページ(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進に災害対応マニュアルについて入れていただくよう提案する。

#### 事務局

熊本地震や7月豪雨等の大きな災害において災害対応マニュアルが十分活用されなかったというご指摘についてであるが、国の方も今年新たにマニュアルを策定して周知したが、災害が発生すると、まずは人命救助から始まって、救急対応、避難所設置ということでバタバタと進んでいった。そのような中、当課としてもガイドラインの周知をお願いしたところである。大きなコミュニティー施設や公民館では対応できるものの、小さな避難所において女性のプライベートスペースの確保や女性用品の配布等について配慮が足りなかったところが見受けられた。ガイドライン等の徹底とともに、避難所の運営等に直接関わられる方に女性がおられれば十分配慮が行き届くのではないかと考える。その点は反省点として挙げられる。平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階の意思決定過程で女性が参画するということが非常に重要であるので、当課としても機会あるごとにその必要性を庁内や外部の市町村も含めて訴えていきたいと考えている。

#### 桑原委員

事前質問及び回答一覧(案)において、第4次男女計画では県内事業所等における管理職に占める女性の割合を係長以上としているが、決定権のある場所に女性を増や

すことを目標に課長以上にすべきという意見について、政府は 2020 年までに課長以上 30%にするという目標を立てたが、目標には程遠い状況である。しかし、一段高い目標を設定することは効果的な対策の一つであると考えてるので、ご意見のとおり課長以上とすべきと考える。

#### 野田会長

これは私が質問したものであるが、もちろん係長にも決定権はあると思うが、私はもっと上の部長以上でもいいと思っているが、県の仕組みがわからないので、課長以上とした。労働雇用の監督をされている桑原委員の賛同は心強い。ぜひ、県には考えてもらいたい。国は国、県は自主性を発揮してもらいたい。

#### 事務局

資料 4-2 で第 5 次計画の基本目標案について、3 つの案を出させていただいているのでご意見をお伺いしたい。

#### 野田会長

第 4 次計画では、「男女がともに自立し・・・」となっていたが、第 5 次計画では「誰もが互いの・・・」に変えたいということか。ここは、きちっと「男女が」と表記すべきである。確かに、「だれもが」に男女も含まれるが、あくまでも男女共同参画計画であるので、誰もがとぼかすのではなく男女にすべきと考える。

#### 伊藤委員

先ほどの管理職に占める女性の割合については、私も課長以上に賛成である。また、第 5 次計画の基本目標については、男女でなければならないと考える。男女共同参画計画であるので、誰もがとしてしまうと、何がやりたいのか焦点がぼけてしまう。

#### 野田会長

齋藤委員も全く同じ意見とのことである。

#### 田中委員

私は、反対意見で、「誰もが」の方が望ましいと考える。この計画自体が男女共同参画を目指すものであるが、一般的に人権感覚として L G B T に配慮することは重要視されている。論点が分散してしまうので、この計画に L G B T を盛り込むことは難しいと思うが、目標としてみんなの人権を尊重するという意味で「誰もが」とした方がいいと考える。

#### 高野委員

男女共同参画推進条例の中に「性別にかかわらず」とあるので、「誰もが」がいい

と思っていたが、男女を平等にということであれば、「男女が」と強く入れた方がいいかとも考える。県の状況が変わってきているのなら、「誰もが」でもいいと思う。

**野田会長**

確かに男女含めて「誰もが」ではあるが、第5次男女共同参画計画の基本目標であるので、ここは明確に「男女が」と表記すべきであると思う。これについては、県の方で持ち帰って改めて審議していただきたい。

**田中委員**

資料5の管理職に占める女性の割合について、第4次計画からの割合の推移を把握する必要があるということであるので、両方併記で視覚化した方がいいと考える。

## 6 閉会